

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 文化財保護管理巡視委託事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 文化伝承課 伝統文化係 電話番号：058-272-1111 (内 3569)

E-mail： c11148@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,000千円 (前年度予算額：2,000千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,000 |
| 要求額 | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,000 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県が実施してきた国指定文化財の巡視活動を岐阜県文化財保護協会の活動として追加して位置付けることにより、協会の一層の主体的・自発的な活動につながるのと同時に、県と民間(協会)がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組むことができる。
- ・改正文化財保護法において、市町村にも設置できることとなった文化財保護指導委員について、協会の文化財巡視活動をさらに活性化することにより、人材の育成が促され、その成果が県内市町村へ還元できる。
- ・協会の具体的活動として、県内各地に所在する国指定文化財の維持管理を確認するため、文化財保護巡視員29名による巡視を行い、管理状況を把握する。

(2) 事業内容

○巡視活動

- ・県下の主な国指定文化財を分担し、各担当の地域を巡視し、報告書を作成し、県へ提出する。
- ・報告は月1回であるが、文化財の状況をきめ細かくチェックするためには月2回以上の巡視を行う。ただし冬季は巡視が困難な場所もあり、**5月～1月までの9か月**で、年17回の巡視回数を確保する。

○巡視員研修会

- ・年1回、年度当初(5月)に2地区で巡視員研修会(岐阜県文化財保護協会

との共催)を行い、巡視の観点、異常発見時に対する対応方法や文化財保護制度について研修を行い、巡視活動の着実な推進を図る。

○巡視員会議

- ・年1回実施(10月～11月)。巡視に関する情報交換を行う。
- ・意見交換や文化財の現地研修を行い、巡視活動の充実を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

県単費

(4) 類似事業の有無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|-------|-------|---|
| 人件費 | 0 | |
| 旅費 | 0 | |
| 需用費 | 0 | |
| 役務費 | 0 | |
| 委託料 | 2,000 | 巡視活動報償費及び旅費(年間17回×29人) 巡視員会議・研修会旅費、委託業者担当者旅費、A4再生紙、コピー代、通信運搬費、郵便代 |
| 工事請負費 | 0 | |
| 補助金 | 0 | |
| その他 | 0 | |
| 合計 | 2,000 | |

財政課で記載します。

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

岐阜県文化財保護巡視員は、文化財保護法第191条に定める文化財保護指導委員に当たるものである。

<文化財保護法第191条>

都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者とその他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 わが県の歴史・文化の正しい理解をする上で欠くことのできない、県民共通の財産である文化財を適切に保存し、活用していくために、巡視（パトロール）等の事業を適切かつ着実に推進していく必要がある。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|------|-------|-------------|-------------|-------------------|-------------|------|
| | | (R1) | (R2) | (前々年度末時点) (R3) | (R4) | |
| 巡視回数 | (H) | 19回 (R1) | 19回 (R2) | 19回 (R3) | 17回 (R4) | 100% |
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 国指定文化財の現状について、月2回（1月まで）の巡視を行い（報告は月1回）、文化財保護に役立てた。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 巡視員からの報告により、文化財の現状の的確な把握をし、市町村教育委員会を通じて修理や保護管理の改善・強化を図ることができた。
 異常のあった箇所についての対応を巡視員に通知し、事務局と巡視員の連携を深めることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い | |
| (評価) ○ | わが県の宝である貴重な文化財の適切な保存・活用を図るため、巡視（パトロール）等の事業を適切かつ着実に推進していくことはきわめて重要である。 |
| ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 文化財保護管理費の各事業により、文化財の現状把握が適切に行われ、早期の保護措置が可能になっている。 |
| ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | 文化財所有者や市町村、関係団体との緊密な連携のもと、事業の適切かつ効率的な推進のために、共通理解の形成や事業内容の精査を進めている（異常報告については、全て市町村担当者に伝達し、対処方法について巡視員に報告をしている）。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 過疎化や中心市街地の空洞化、少子高齢化の進行により、地域コミュニティの弱体化が進み、県指定文化財の所有者や地域の保護の担い手、伝統芸能の後継者不足が深刻になっている。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 文化財をめぐるこうした危機的状況の中で、文化財の毀損が進み、滅失に至るといった事態にならないように、これまでの取り組みを継続するとともに、さらなる充実を図る必要がある。 |
|--|